

## 第5回 武蔵野市男女共同参画推進市民会議（第3期）会議録

日 時	平成24年1月30日（月） 午後7時～9時
場 所	商工会館 第1会議室
出席者 （敬称略）	委 員・・・沖島徹哉、北原譲、千田有紀、高田素子、野田順子、二子石薫 事務局・・・市民協働推進課男女共同参画担当職員 傍聴者・・・3名
議 題	1 基本目標Ⅲ・基本施策3「確かな目を養うメディア・リテラシーの向上」から 2 基本目標Ⅳ・基本施策5「男女共同参画基本条例(仮称)の検討」から 3 今後の進め方、意見書のまとめ方 4 その他
議事要旨	<p>基本目標Ⅲ・基本施策3「確かな目を養うメディア・リテラシーの向上」から  <a href="#">&lt;担当委員&gt;</a></p> <p>■ 資料を基に説明</p> <p>◇男女共同参画におけるメディア・リテラシーの位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年12月に第3次男女共同参画基本計画が策定され、その中の13分野というところで、メディアにおける男女共同参画の推進が大事である旨が述べられている。様々な制度は整ってきているが、個人個人の固定的な役割分担という考え方がなかなか変わらない。それを何とか変えていかなければいけないということで、メディア・リテラシーを市民がつけていくことの必要性というのがあるのだと思う。</li> <li>・平成20年度に作成された武蔵野市の男女共同参画に関する意識調査報告書において、武蔵野市民がどのような意識を持っているのかということに注目した。「男性が家事に参加しない理由は何ですか」と武蔵野市民に問うたときに、「家事は女性の仕事と考えているから」という答えは、女性からの回答が多い。この結果を見ると、女性のほうが家事は女性の仕事と考えていると思われる。また、グラフを見ると、女性の中でも20代の人がそういうことを非常に考えている。一方、ワーク・ライフ・バランスに必要なこととして、男性が、仕事も家庭も大切にするという意識啓発が必要だということを答えている結果も出ている。</li> <li>・女子大生へのアンケート結果によると、卒業後、子どもができれば職業を中断して子育てをしたいと考える女子大生が、4年制大学の女子大生で6割もいた。これは2004年の調査結果だが、短大女子大生では75%もいた。要するに高学歴な高等教育を受けている方がそういうことを考えているということだ。</li> </ul>

- ・また、女子大生の意識調査で、2000年とか2005年、複数の調査結果のところから見えたのが、生育過程でその人の職業意識は変わってくる、両親の考えや行動規範が子どもに影響しているという点である。調査結果から考えると、固定的な性別役割分担意識というのが、なお根強く世代間で引き継がれている。
- ・メディアの出している情報をジェンダーの視点から見たら、問題が多いのではないかということを感じる。
- ・メディア・リテラシーを市民がつけるため、市としての情報提供、男女共同参画社会をつくっていくための情報提供のあり方というのはとても大事だと思う。また、メディア・リテラシーに関して繰り返し継続して情報を提供していくということが、世代を超えた意識改革には必要なのではないかと感じた。

■資料「武蔵野市第二次男女共同参画計画（平成21～25年度）推進状況調査報告書」を基に「基本目標Ⅲ 基本施策3 確かな目を養うメディア・リテラシーの向上」について説明

◇22年度23年度の施策推進状況および課題<事業名 メディア・リテラシーを高める学習や講座の開催>

- ・武蔵野地域自由大学の武蔵野地域5大学の正規科目のほかに、東京女子大の武蔵野市寄付講座によって関連講座を設置したとある。メディアを介して発せられる女性の表現の多様性を紹介して、批判的に創造的に読み解くメディア・リテラシーを深めるという内容である。内容は良いが、15回連続で受講しなければならないということもあって、短い時間で受講できる講座のほうが、若い方、子育て世代が受講できるのではないかと思った。
- ・東京女子大では、毎年、女性学研究所というものがあり、メディアと女性に関する講座を普通一般正規学生向けの講座として授業を行っている。もしそのようなところとタイアップができれば、単発な講座ではなく、情報発信の継続性ができて、意識の向上やリテラシーの習得には望ましいのではないかと思う。
- ・ヒューマン・ネットワークセンターだよりの『そよ風』37号でメディア・リテラシーを掲載したとあるが、わかっている人が読めば理解できるであろうという内容である。比較として浦安市『うらやすP-L i f e』と西東京市『エガール』がどのように掲載しているかというのを見ていただきたい。例えば取り上げ方にしても特集のような形をとっていたり、質問をクイズ形式にしている。また、メディア・リテラシーに関連した本を紹介している。初心者にもとつきがいいような形で特集しているのが非常に印象的だった。
- ・『まなこ』では、メディア・リテラシーを特集したのが2008年に発行した72号である。ジェンダー的な視点から見ているような記事にはなっていない

ような内容だった。

- ・平成23年度事業予定に関しては、実際に武蔵野地域自由大学の五大学の正規課程に関連講座を設置している。ただ、武蔵野地域自由大学のホームページを見て、正規科目を調べてもシラバスをWeb上から見るができない。これは実効性があるのか疑問に思った。
- ・平成21年度にヒューマン・ネットワークセンターの男女共同参画実践講座の中でメディア・リテラシーに関する内容が2回実施された。17回の連続講座で、そのうちの2回がメディア・リテラシーの授業だった。

#### ◇22年度23年度の施策推進状況および課題

##### <事業名 行政刊行物等の表現の見直し>

- ・時代背景や社会環境を踏まえて逐次見直しを行った、また、行うということになっている。特に今のところ、気になる箇所は無かった。この方針で、従来の言葉遣いや表現の精査、掲載の配慮を引き続き行っていただきたい。

#### ◇市民が「知る」ために市の情報提供方法全般について提案

- ・情報提供全般について、気がついたこととして、武蔵野市役所のWebページがある。男女共同参画を武蔵野市ではこういう形でやっているということを示していくのであれば、1回のクリックで情報を得られるような形で情報を載せていただきたい。
- ・『まなこ』を男女共同参画の視点を持って充実していただきたい
- ・講演会なども、タイムリーな形で動いていただくとよいのではないだろうか。
- ・男女共同参画をアピールするうえで、PRの方法も工夫していただきたい。積極的な目に見える形でのPRが武蔵野市は足りないのではないかという印象を持った。

##### <事務局>

- 男女共同参画の視点というようなものではないが、以前、難解な用語、役所用語片仮名語が多いことにより、市民の方がわかりにくいということで、見直しをする委員会をつくり、検討作業を行った。広報課においては、人権や男女平等に配慮した表現というのは常時複数の目で確認しながらチェックしているという状況である。

##### <委員長>

- 男女共同参画の視点を意識的に入れてほしいという提言もできるだろう。

##### <各委員>

- 武蔵大学では、メディア・リテラシー担当の先生がおり、よく練馬区などの公開講座にて、区民に向けて講座等行っている。
- メディア・リテラシーといっても幅が広く、力点をどこに置くかによって印象が異なるということ、メディア・リテラシーの講座などを見ていて感じ

ている。

- 東京女子大のほうは、明らかにジェンダーに絡めたメディアということに力を置いているようである。女性学研究所では、様々なメディアに関する先生の中で女性学やジェンダーに視点のある方を集めて講座をつくっている。

#### <委員長>

- そのようなところとむさしのヒューマン・ネットワークセンター等とが連携できたらいいだろう。

#### <各委員>

- 情報リテラシーの3要素のバランスというのを『現代用語の基礎知識』2011年版で見たところ、1つは、技術的活用、2つ目は批判的受容、3番目が能動的表現ということであり、武蔵野市では技術的活用というところでとどまっているのではないかと思った。

- 男女共同参画のページにたどりついて、全部PDFになっており、どのPDFを開けばいいのか分かりづらく、またPDFを開いても、欲しい情報がどこにあるのか分からないというレベルである。

#### <委員長>

- 武蔵野市の男女共同参画はこういうことをやりますというメッセージが伝わらない

#### <各委員>

- 10年ほど前、PTAで中学生の意識調査を行うということで、私もその委員に入り、教頭先生と話す機会があったのだが、教頭先生にジェンダーの話をしたら、「ジェンダーって何ですか」と聞かれた。子どものころからジェンダーや男女共同参画というものの意識を高めていくということで、教育委員会にもそれなりの働きかけが必要なのではないかと思う。

- メディア・リテラシーのことにしても、すべて基本は家庭の中での問題であって、役所がこうしろ、ああしろで解決できる問題でもないと思う。女であるとか男であるとかをもっと意識しないほうがいいと思っている。あまり男女平等とか、言わないほうが自然な気がする。

- 若い世代の感覚について、会社の中で感じるのは、今の20代の、特に中間より下の方はバブルをほとんど経験していない。バブルというのは恐らく小学校に入るくらいの年齢だと思うので、大きく言うと、右肩下がりの人生を歩んでいる。きっちりしているけれども、人前で恥をかくことにすごく抵抗があるとか、慎重な意思決定をするというようなことが企業においても特徴と言われている。女性は大変主婦願望が強いというのも、聞いたことがある。親がどのように家庭の中で話をしているかという影響や、教育とも関わっていることなのではないかと思う。

- 講座については、土・日や夜間にやるということと、三、四回で完結するとか、あとは出たいときに出るといようなスタイルにしていってほしいのではないかと思います。
- 現役世代が社会に参加しないというのは、最近、企業の中で、育児・介護についての休暇は大分理解が出てきたが、ボランティアについてはそうでもなかった点もある。しかし今回、震災をきっかけにボランティアというのはすごくプラスに後押しする風潮が出たので、ボランティアみたいなことをやっていくようなことも必要ではないかと思います。
- メディア・リテラシーというのは、テレビやマスコミからの情報をそのまま信用せずに、判断し、そして自分の意見を持つ、という2点が重要だと思う。ご家庭の中や学校でも、ニュースに対して、コメントをするといようなことや、できれば男女共同参画にかかわるようなテーマについても、身近な問題について、多様な意見があるということを知る機会を持ったほうが、頭の体操にもなる。

#### 基本目標Ⅳ・基本施策5「男女共同参画基本条例(仮称)の検討」から

##### <委員長>

##### ■ 資料を基に説明

##### ◇進捗状況について

・武蔵野市における最上位の計画である「第四期長期計画・調整計画」の中に、条例について検討することが盛り込まれている。それを受けて第二次男女共同参画計画（平成21年3月）の中にも、5年前の市民会議において、市は男女共同参画基本条例（仮称）制定へ向けて市民参加による検討委員会を設置することという提案をしている。そして武蔵野市第二次男女共同参画計画の中には、男女共同参画基本条例制定の検討ということが施策として出ており、それを実際に実施していくアクションプランの中には平成24年度に男女共同参画基本条例制定の検討のための組織を設置するというように予定されている。現状では、まだ設置されていないし、設置の予定もされてはいない。一方、条例の制定に向けて検討委員会設置が明記されたことを受けて、平成21年7月にむさしのヒューマン・ネットワークセンターの運営協議会の運営委員会有志で条例を考える会が立ち上げられた。センター長のアドバイスを得ながら男女共同参画を推進するための4つの視点、人権、男女共同参画社会基本法、自治体の条例と行動計画、市と市民協働を学びながら勉強会を続けていき、『「条例を考える会」の記録集』をまとめているという状況だ。

##### ◇男女共同参画条例の歴史的経緯

・男女共同参画条例の歴史的経緯として、日本の男女共同参画というのは、世界が動き出して、外から門戸が開かれていったというところがある。1985年6

月に女子差別撤廃条約を日本は批准した。そして締約国の義務として男女平等の原則の実際的な実現を法律、その他の適当な手段によって確保し、女子差別を禁止することを国際的に約束した。その法律というのは、女性施策を進めるための根拠となる法律ということである。男女雇用機会均等法や国籍法などはできたのだが、女性施策全体にわたる根拠法というのはなかなかできなかった。そして、1985年から14年たって、1999年、男女共同参画社会基本法ができた。これは男女平等原則の実際的な表現を図るための包括的な法律であり、男女共同参画社会をつくるための根拠法である。前文では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけて、それについての基本計画、基本法というものを設定したのである。

#### ◇「男女共同参画社会基本法」の特徴

- ・基本法の特徴として、1つ目は、国と地方公共団体に直接の責務があるということが明記されたことである。
- ・2つ目は、国と地方公共団体の男女共同参画社会形成の促進に関する施策と実施には、5つの基本理念である、①男女の人権の尊重、②社会における制度等についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調という基本理念に基づいてともにやっということである。
- ・3つ目は、積極的改善措置ということが明記されたことである。これは、特に女性の進出を促す暫定的な施策をとるものである。
- ・4つ目は、苦情処理のために必要な措置及び人権侵害の場合の個別的被害に対する救済措置が設けられたことである。
- ・5つ目は、男女共同参画が男女共同参画施策として個別にあるのではなくて、男女共同参画をすべての施策の中に盛り込むことを貫いていくという考え方が位置づけられたということである。
- ・国は男女共同参画に基づいて個別計画の中で実施していくわけだが、都や県に関しては必ずやらなければいけないということであるが、市町村は努力義務である。

#### ◇地方自治法の改正と条例の必要性について

- ・1999年7月に地方分権化の流れの中で地方自治法の改正が行われて、地方公共団体が行うさまざまな事務が廃止された。よって次第に市が独自に条例を使って、法的拘束性を持って実施していくことができるようになった。地方自治法第14条第1項、法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。条例とは、憲法第94条により地方公共団体はその自治権に基づき、地方自治法の定める事務に関し、地方公共団体の議会の議決によって制定する法的形式である。条例ではさまざまな個人の権利の制限を加えたり、罰則などを課すこ

ともできる。条例制定のためには議会での議決が必要であり、条例は地方公共団体の中では最高法規である。条例制定によって男女共同参画施策を全庁的な施策とすることが可能であり、施策が実効性のあるものになって、それを進めていくことが可能になる。それぞれ地域の中の特性とか課題とか問題などを解決するという視点で、市独自の条例に基づいて行っていくということである。ただ、条例制定のためには、武蔵野市に関しては首長案として議会に提案か、議員提案、それから、住民請求という3つの方法があり、最も多い件数が首長案によって議会に提案されて、議会で可決されて初めて条例になっていく方法である。審議会や条例制定委員会などが中心になって、ほとんどの地方自治体では住民参加、公聴会、そして意見募集等を行って条例がつけられるというのが一般的である。男女共同参画社会基本法第9条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた」とあり、これが地方自治法の改正に応じて一律に国からおりてきたものを実施するのではなくて、それぞれの自治体のニーズとか課題に応じた施策をそれぞれが策定して行って、それを実現していくという責務である。また男女共同参画基本法第14条3に、「市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない」とある。この計画というのは、男女共同参画社会基本法を受けて、男女共同参画社会基本法の理念と武蔵野市の特有の課題、そういうものを解決するためにつくられたということができるのである。

#### ◇男女共同参画条例制定の必要性

・条例は、女子差別撤廃条約の考え方や男女共同参画社会基本法の理念を「男女平等のルール」として明文化するものである。条例に男女共同参画推進の基本理念や目標、施策等が明記され、男女共同参画計画における理念や基本軸がぶれることなく発展させていくことができる。

#### ◇条例に盛り込まれる内容(主要項目)

・①地域の特性を把握し、地域の問題解決のための条例にすること。②明確な基本理念を示し、出来るだけ具体的な施策を示すこと。③条例の推進体制を明確にすること。④住民参加のプロセスを明記すること。⑤行政から独立した苦情処理機関を設置することである。

#### ◇条例制定の効果

・①具体的な男女共同参画施策を進める根拠となること。②男女共同参画施策推進に対して全庁的な理解が得やすくなること。③条例に盛り込まれた内容の継続性が保障されること。④苦情処理機関の設置等である。

#### ◇武蔵野市男女共同参画計画の実施にあたっての問題点と課題

・武蔵野市の男女共同参画計画は、「男女共同参画社会の実現に向けて、市の基本的な考え方と目標を示し、市が行なう施策を総合的に体系化、計画化したもので、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画社会への男女共同参画計画に該当するもの」と位置づけられている。

・問題点と課題の1つ目として、基本理念・基本視点は市民会議の提言を受けたものではあるが、市民、事業者を含めた幅広い理解と共感を得たものではない点である。条例を制定し、推進体制をより明確にすることによって、むさしのヒューマン・ネットワークセンターや情報誌『まなこ』、事業所、教育機関等も理念や課題を共有することができて、より実効性が高まっていく。

・2つ目に、武蔵野市の男女共同参画の問題点や課題が多様化、複雑化しており、市民と市長を初め、担当部署、そして、事業所(NPO等も含む)、議会がしっかりと認識し、市が一体となって対応する必要がある。例えば、DV対応や防災対策のための庁内ネットワーク、市民や事業所等への働きかけ、地域ぐるみのネットワークなどである。よって、これは単に計画を立てて終わりというのではなくて、その計画を動かしていく、そういう推進体制が明確になっていかなければ問題解決には進まないし、公的な裏づけがなければ、DVという今日的な対応にも難しいということである。

・3つ目には、条例を制定する過程で、武蔵野市の男女共同参画施策の目指す点と課題、市民と行政の協働のあり方が明確となり、同時に、それらが今後の取り組みの法的よりどころとなる。その結果、市民参加が進む。反対を言えば、市、そして市民の責任や役割が明確にならない限り、市民参加は進みにくいのではないかとということである。

#### ◇計画の推進体制における問題点と課題

・計画推進体制として男女共同参画推進会議と男女共同参画推進市民会議が互いに男女共同参画計画の推進、進捗状況を点検し、男女共同参画の効果的な推進に努める体制となっている。問題点として、1つ目は、設置要綱に法的拘束力がない点である。

・2つ目としては、市民会議の常設や公募について明記されていない点についてである。そのため、計画をつくるための提言を行う市民会議が5年間開かれなかった時期もあった。つまり、実効性と持続性のある計画立案とより効率的なものが行政の運営のための第三者評価機関としての位置づけと常設化の公的な根拠がどこにも見当たらないということである。また、男女共同参画を推進していくむさしのヒューマン・ネットワークセンターというものにも設置条例というものがなく、本来ならば、条例の中に推進体制としてむさしのヒューマン・ネットワークセンターや情報誌、『まなこ』というのが正確に位置づけられていく必要がある。

#### ◇武蔵野市における男女共同参画条例の必要性の根拠

- ・市・市民・事業所による基本理念の共有と協働のあり方の明確化
- ・武蔵野市特有の課題と課題解決のための施策の必要性
- ・計画の推進体制(市民会議の常設化、公募制、推進会議と市民会議の連携等)の明確化と計画の総合性、持続性、実効性の保証。
- ・拠点施設としてのネットワークセンターと情報誌としての『まなこ』の位置づけの明確化

#### ◇提言

・条例というのは、市長、議員、もしくは住民が提案する。この3つの中から選択していくので、ある意味、市長のイニシアチブが問われていく。そして議会を通過しなければいけないということで、政治的な問題とのバランスというものもあるだろう。

・平成24年から25年にかけて、第三次男女共同参画計画が策定される。次の5年後を射程に入れてつくるのだが、市民委員がつくっていくものにするのか、それとも、もっと広い市民の意見を集約する形で武蔵野市らしい計画を実現していくのかということも問われてくると思う。市民参加のあり方というところも問われてくるだろう。

・アクションプランに明記されているように、男女共同参画基本条例検討のための組織を何らかの形で平成24年度に立ち上げるように要望する。今後、市と市民が条例制定に向けて検討を行っていくための準備段階として、専門家や事業所、市民、市の担当者が一堂に会し、今後の方向性を模索するためにさまざまな状況を収集し、十分に検討する必要がある。

・平成24年度、25年度には次期計画の策定に向けて提言をまとめるための市民会議も立ち上げられる。市民会議と十分に連携をとりながら武蔵野市の問題点や課題を再点検、再確認をすると同時に条例制定についての情報が計画づくりにも役立つような配慮が望まれる。条例は条例、市民会議は市民会議、それで、計画は計画というふうにするのではなくて、共通理念や推進体制への話し合いを進めていく必要があるのではないだろうか。

・「条例制定のプロセス」の中に、市民、議会、行政が連携し、協力し、丁寧なプロセスを経て策定することが望ましい。つくったはいいいけれども、使わないでほとんど役に立たないという条例もある。丁寧なプロセスを経ながら実現されるような条例案というのをまとめていく必要があるだろう。その過程で市民の理解や関心が高まり、議会での審議にも耐え得ることができるのではないだろうか。例えば、長岡京市では、平成19年11月の男女共同参画懇話会で条例をつくるかどうか検討を始めてから、この市の場合には3年かけて条例がつけられた。市が条例を制定する意味は、条例制定そのものを目的とする以上に、男女共同参画

を進めるための手段とするところにある。条例制定を男女共同参画推進の契機として活かすためには、どんな内容の条例にするかをより多くの人で考えていくプロセスが重要だ。男女共同参画の推進を、目に見えてつかめるといいう役割も条例の中にはあるのではないかと思う。

#### <各委員>

- 武蔵野市はなぜこんなに遅れてしまっているのだろうかという、疑問を感じた。
- 男女共同参画に関する宣言、条例等に関して、23区や三鷹市等ではつくられているが、武蔵野市にはないということで、作ったほうがよいと思うのだが、懸念として、中途半端な形で行うことで議会に反対され、かえって後退してしまうようなことのないような形で作っていくことが、すごく重要だと感じた。

#### <委員長>

- 市民会議の意味づけなどももう少ししっかりしたものにしていくという努力を続けながら、気がついたら条例の中身になっていたというような形でやっていくなど、市民の意識も広げていかなければいけないと思う。
- 条例には、法的拘束力がある。例えば条例に掲載することで、事業所も男女共同参画推進の担い手となる。どういう形で事業所と市と市民とが協力していけばよいのかという課題がある。

#### <各委員>

- 商工会議所は、今、初めて中期計画をつくっている。男女共同参画の視点を入れるようにという提言をしている。

#### <委員長>

- 男女共同参画の次の計画を策定する際、そのようなところと協働しながら行っていけるとよいと思う。

#### <各委員>

- 商工会議所において、モデル事業所などのような、事業所を紹介するという形はつくれるのではないかと思う。
- 男女共同参画社会基本法ができたのが平成11年6月である。それを受けて東京都は翌年の3月には条例を公布している。他の市町村を見ると、大体平成15、6年につくっている。要するに基本法ができてから2、3年の間で検討している。
- 商工会議所、学校そして地域のいろいろなネットワーク等で議論をするプロセスを入れていかないと、つくったけれども、余り役に立たないものになってしまうのではないだろうか。検討を始めたほうがよいと思う。

#### <委員長>

- 検討委員会の準備から始めていくことがよいのではないだろうか。本来、男女共同参画というのはすべての施策にかかわっていなければいけない。しかし自分の担当が男女共同参画に関連しているというところの認識は、もしかしたら十分

	<p>にはないかもしれない。これからは、DV対策等も全庁的に行っていかなければならない。やり方を十分に考えて、少しずつ始めてもらいたい。</p> <p>今後の進め方、意見書のまとめ方</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>■ ・今後の日程等についての事務連絡</p> <p>各委員より、意見書としてまとめたものの事務局への提出期限を2月22日とする。その後、事務局と委員長、副委員長とで調整し、市民会議最終回にご提示できればと思う。</p> <p>・委員の日程を調整した結果、第6回会議を3月7日（水）と決定した。</p>
<p>次 回</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年3月7日（水） 18：30～</li> <li>・武蔵野公会堂</li> <li>・意見書たたき台の検討とまとめ</li> </ul>